

平成23年3月7日

長野市長 鷲澤正一様

長野市情報公開審査会
会長 柳澤修嗣

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年12月17日付けで諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「平成17年度から平成22年度（平成21年度除く）までの市清掃センターが実施した廃棄物検査結果一覧表（以下、廃棄物検査結果一覧表という。）」について、部分公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

(1) 公開請求

異議申立人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成22年9月3日に「平成17年度から平成22年度までの長野市清掃センターの一般廃棄物収集運搬許可事業者が搬入する可燃ごみの開被検査結果」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表には、条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第3号（法人その他の団体に関する情報）に規定する非公開情報が含まれるとして、平成22年9月8日に部分公開の決定を行った。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った部分公開の決定を不服として、平成22年10月29日に異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び反論書の記載によると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成22年9月8日付けで実施機関が行った原処分を取り消し、廃棄物検査結果一覧表のすべての事業者名とすべての車番の公開処分を求めるといふものである。

(2) 異議申立書

異議申立人が異議申立書において述べている理由は、次のとおりである。

- ア 廃棄物検査結果一覧表にある事業者名のうち、「問題なし」とされた事業者名は、長野市が非公開の理由とした条例第7条第3号に規定する「法人等の権利、正当な利益を害するおそれのあるもの」にはあたらない。
- イ 廃棄物検査結果一覧表にある注意書や口頭注意などを受けた事業者は、長野市の行政運営に支障のある行為をした者であることから、特に一般に公開すべきである。また、市民には知る権利があるので、当然開示をすべきである。
- ウ 廃棄物検査結果一覧表にある事業者名の中の個人事業主名は、条例第7条第2号（個人に関する情報）に規定する非公開情報にはあたらない。
- エ 廃棄物検査結果一覧表にある車番は、長野市が非公開の理由とした条例第7条第2号（個人に関する情報）及び第3号（法人その他の団体に関する情報）に規定する非公開情報のいずれにもあたらない。

(3) 反論書

実施機関の理由説明書に対する反論書において、異議申立人が述べている意見は、次のとおりである。

- ア 実施機関は、理由説明書において、「廃棄物検査の目的は、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定の遵守の確認のための任意抽出検査である。廃棄物検査は、同条例第18条の規定に基づき、改善を指示すべき事業者に対し「注意書」を送付し、改善の指示指導を行うものである。事業者名の公開により、「注意書」を送付された事業者が「あたかも違法な事業者である」との認識を与えるおそれがあり、「注意書及び口頭注意」を受けた事業者の社会的信用、評価が下がり、事業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるものとし、条例第7条第3号を適用し非公開とした。」としている。

(ア) 「あたかも違法な事業者である」との認識を与えるおそれがあるとしたのは、「注意書」を送付された事業者が適法であるとの認識に立った解釈にとれるが、当該事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第13号（一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。）の規定に反しており違法である。

(イ) 「公開により「注意書及び口頭注意」を受けた事業者の社会的信用、評価が下がり、事業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがある」とした判断を認めると、違法な、あるいは、条例などの規定に基づき改善が必要な事業者は、今後、すべて非公開にすることとなる。市民がより良く暮らし、努力した人が報われる社会には、こうした考え方は到底受け入れられない。

- イ 実施機関は、理由説明書において、「「廃棄物検査結果一覧表」の事業者は、法人からの委託を受けて事業系一般廃棄物の収集運搬を行っている。これらの事業者の中には経営規模の小さい事業者や個人事業主も含まれており、いたずらに経営を圧迫するような情報の公開については、条例第7条第3号に該当するものとして非公開とした。」としているが、経営規模が小さい事業者でも大

きい事業者でも、ごみの処分の基準は同じであり、ともに適切に処理しなければならないものであり、規模の大小は非公開の理由にはならない。

ウ 実施機関は、理由説明書において、「車番（車両のナンバープレート）は、車両所有者を特定でき、車番から事業者名が判明し、事業者名を公開することとなるため、前述の理由から条例第7条第3号に該当するものとし非公開とした。」としているが、ここで下した判断を認めると、長野市は、違法な、あるいは、条例などの規定に基づき改善が必要な事業者は、今後、すべて非公開にすることとなる。市民がより良く暮らし、努力した人が報われる社会には、こうした考え方は到底受け入れられない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分公開決定した行政情報及びその理由は、実施機関からの説明によると、次のとおりである。

- (1) 行政情報の公開請求にあたって、「平成17年度から平成22年度までの長野市清掃センターの一般廃棄物収集運搬許可事業者が搬入する可燃ごみの開被検査結果」の当該行政情報である廃棄物処理結果一覧表には、事業者名、車番、運転者、時間、廃棄物の状況、指導内容の記載欄があり、運転者の欄に記載された氏名については、条例第7条第2号（個人に関する情報）に規定する非公開情報に該当するものとし、事業者名及び車番の欄に記載された一般廃棄物収集運搬許可事業者の名称及び車両ナンバープレートの番号については、条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報）に規定する非公開情報に該当するものとして、部分公開決定をした。
- (2) 前述の(1) のとおり、当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表の事業者名は、条例第7条第3号に規定する「法人その他の団体に関する情報」又は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として公開の可否について判断したものであり、異議申立書に記載された条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定により判断したものではない。
- (3) 廃棄物検査の目的は、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年4月1日条例第10号）第13条（廃棄物処理施設の受入基準）の規定が遵守されていることを確認するために、搬入された廃棄物そのものに対して行う任意の抽出検査であり、廃棄物検査の結果により、同条例第18条（改善の指示）の規定に基づき改善を要する事業者に対して「注意書」を送付するなど、当該事業者が指摘された事項について改善を進めるよう指示、指導を行うことにより、廃棄物処理の適正化を図るものである。

また、搬入された廃棄物は法人などからの委託を受けて事業者が収集運搬を行っているものであり、受入基準に適合しないなどの場合、その廃棄物運搬車両の運転者から廃棄物収集の場所、状況などの聴取を行っているが、その廃棄物に対する責任全てを事業者のみにあるとすることはできない。

このことから廃棄物検査結果一覧表の事業者名を公開することにより、「注意書」を送付された事業者が「あたかも違法な事業者である」との認識を与え、事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがあることから、条例第7条第

- 3号ア「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を適用し、非公開としたものである。
- (4) 当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表に「問題なし」と記載されている事業者は、その情報のみをもって判断をした場合、条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報）に規定する非公開情報に該当しないと認められる。しかし、「問題なし」と記載されている事業者のみを公開することにより、非公開とした事業者や廃棄物検査対象となっていない事業者が「注意書及び口頭注意」の記載があると認識され、事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがあることから、条例第7条第3号ア「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を適用し、全ての事業者名を非公開としたものである。これらの事業者の中には経営規模の小さい事業者や個人事業主も含まれており、事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがある情報の公開は、経営を圧迫することになりかねない。
- (5) 当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表に記載されている車番は、廃棄物を収集運搬する車両のナンバープレート番号であり、その車両の両側面に事業者名、許可番号を表示することとされている。つまり、当該車番を公開することにより、その事業者を容易に特定することができるものであり、事業者名を公開したに等しい結果となることから、上述の(3)及び(4)のとおり、事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがあり、条例第7条第3号ア「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を適用し、全ての車番を非公開としたものである。

5 審査会の判断

本審査会は、条例第25条の規定に基づき、本件部分公開決定に係る記録情報の提示を求めたうえで、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 条例は第7条において「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。」としている。

これは、行政情報は原則公開という基本理念の下に取扱うこととしつつも、公開しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を、同条各号において可能な限り限定的かつ明確に類型化して規定しているものである。

当該廃棄物検査結果一覧表に記載されている事業者名及び車番の取扱いについて、条例第7条第3号前段は、法人その他の団体に関する情報として、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等と」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と規定していることから、本審査会は次のとおり判断した。

ア 事業者名には、一般廃棄物収集運搬許可事業者である法人名称又は個人名が記載されていることから、第3号前段に規定する情報であると認められる。

イ 車番には、一般廃棄物収集運搬許可事業者である法人又は個人がその事業の

用に供する廃棄物収集運搬の車両のナンバープレート番号が記載されていることから、第3号前段に規定する情報として認められる。

(2) 条例第7条第3号において、非公開とする情報のうち、実施機関は「ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして部分公開決定を行ったと説明しており、その決定に対する異議申立てであることから、本審査会は条例第7条第3号アに規定する非公開とする情報に該当するか否かを審査した。

(3) 当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表に「注意書」又は「口頭注意」と記載されている事業者が搬入した廃棄物には、受入基準に反するものが含まれていたことから、事業者に対して注意を与え、廃棄物の受入基準を遵守するように指導を行っているとする実施機関の説明は理解できる。

また、事業者は法人などの委託を受けて廃棄物を収集運搬しており、受入基準を遵守する義務は委託者及び受託者双方にあることから、その廃棄物が受入基準に反するものであることをもって、その廃棄物に対する全ての責任が事業者にあると判断することはできない。

よって、廃棄物検査結果一覧表に「注意書」又は「口頭注意」と記載されている事業者を公開した場合、搬入した廃棄物の全ての責任が事業者にあり、不適切な事業者と認識される可能性があり、公開された事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに規定する非公開とする情報に該当するものと本審査会は判断した。

また、廃棄物検査結果一覧表に記載されている事業者の一部を公開する場合であっても、公開されない事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがある場合については、一部であっても公開すべきではない。廃棄物検査結果一覧表に記載されている事業者は、廃棄物検査の対象となった事業者のみであり、事業者全体の一部であることから、公開されないことにより、不適切な事業者であると認識されるなど、事業者の名誉、信用力、社会的評価が害されることはあってはならない。

よって、廃棄物検査結果一覧表に「問題なし」と記載されている事業者のみを公開し、「注意書」又は「口頭注意」と記載されている事業者を非公開とした場合、廃棄物検査の対象となっていない事業者も含めて、公開されない事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがある以上、「問題なし」と記載されている事業者を含めた全ての事業者を、条例第7条第3号アに規定する非公開情報とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 当該行政情報である廃棄物検査結果一覧表の車番には、事業者である法人又は個人のその事業の用に供する車両のナンバープレート番号が記載されており、その車両の両側面に事業者名、許可番号を表示することとされていることから、車番を公開することにより、事業者を容易に特定できる情報として、事業者と同様に非公開とした実施機関の説明は理解できる。

よって、上述(3)のとおり、車番についても、事業者の名誉、信用力、社会的評価を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに規定する非公開とする情報に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 審査会の経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年12月17日	諮問 経過説明 実施機関からの理由説明
平成23年 2 月 2 日	審査
平成23年 3 月 7 日	審査
平成23年 3 月 7 日	答申